

## 平成 29 年度第 3 回広島県教科用図書選定審議会

- 1 開催日時 平成29年 8 月 7 日（月） 午後 2 時00分～午後 4 時00分
- 2 開催場所 県庁本館R階 R 4 会議室
- 3 出席者 20名
- 4 欠席者 0名
- 5 内 容

事務局	<p>(本会議の趣旨等について説明)</p> <p>本日の審議は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 13 条の 2 において「都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。」と定められていることに基づいて行われるものである。</p> <p>この第 3 回の審議会は、4 月 20 日に開催した、第 1 回広島県教科用図書選定審議会において、第 3 回の審議会は、審議を非公開とし、議事録を公開することを決定している。</p>
会 長	<p>本日の議題は、「平成 30 年度に県立特別支援学校の小学部・中学部で使用する学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書の選定状況について」である。</p> <p>議題である県立特別支援学校の小学部における平成 30 年度使用小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定並びに小学部及び中学部における平成 30 年度に使用する文部科学省著作特別支援学校教科書及び学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書の選定状況の審議に入る。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「県立特別支援学校の教科書採択のスケジュール」について説明する。</p> <p>県立特別支援学校では、採択基本方針に基づき、5 月以降、教科書選定会議を設置するとともに、選定資料に基づき調査研究を行った。</p> <p>各学校は選定した教科用図書を、採択申請書を選定理由書とともに、7 月 6 日（木）までに、県教育委員会に提出したところである。各校から提出のあった採択申請書及び選定理由書の点検を行うとともに、本日、第 3 回選定審議会でお諮りし、その後教育委員会会議で指揮を受けた後、8 月 31 日までに採択手続きを行う予定である。</p>

「平成 30 年度に県立特別支援学校小学部で使用する教科用図書の選定結果」について説明する。表は、横に障害種別ごとの校名、縦には検定済教科書、著作教科書、一般図書等使用する教科書を示している。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校では、小学校の教育課程に準ずる教育を行っており、検定済教科書の「特別の教科 道徳」欄には、各校が選定した発行者を示している。

視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校では「教出」を選定している。聴覚障害特別支援学校である広島南、尾道、呉南特別支援学校では「光文」を選定している。肢体不自由特別支援学校である広島、福山、西条特別支援学校では「学図」を選定している。下の表は、知的障害特別支援学校の選定状況であり、3校が検定済教科書を選定している。のちほど、障害種別ごとに選定理由を説明する。

「平成 29 年度県立特別支援学校における教科書選定会議の状況」について説明する。各校では調査研究の観点に基づき、選定資料、教科書見本等を参考に、調査研究を行うとともに、全ての学校で教科書選定会議を設置した。構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものでないこと、特定の教科書発行者と関係を有するものでないことを、校長が確認済みである。この会議の開催回数は7月6日現在で、各校を平均すると2.5回となっている。

平成 30 年度に県立特別支援学校小学部で使用する小学校用教科用図書「特別の教科道徳」の選定状況について説明する。

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校では、小学校に準ずる教育課程を編成しており、検定済教科書を使用する。障害種別により児童の実態が異なることから、教科書選定の観点を障害種別ごとに示している。

視覚障害では、文字の大きさ等が見やすいこと、聴覚障害では、視覚資料が効果的に組織、配列されていること、肢体不自由では、教科書の大きさ等が扱いやすいものであること、病弱では情報機器の活用や、指導内容が精選されていること等、各障害種別の教育に必要な配慮がされている教科書を選定する必要がある。

教科書選定に当たって各校では、選定資料を参考に、種目別及び障害種別の観点に基づいて、調査研究を行い、教科書選定を進めてきた。教科書見本も示しながら、各校の選定状況及び選定理由を説明する。

各校が提出した選定理由書の抜粋である。視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校では、「教出」を選定している。「特別の教科 道徳」については、文部科学省著作教科書として点字教科書が作成される。文部科学省から、この点字教科書の原典となる検定済教科書は教育出版である旨の通知があり、「教出」を使用することになる。

聴覚障害特別支援学校である広島南特別支援学校は、選定理由として、分冊になっておらず、授業時間内で聴覚障害の児童が読み、思考できる適切な量であること、教科書全体の構成に流れがあり、考えるポイントが記載されていること等を挙げている。

(※スクリーンに教科書を投影)

教科書全体が「問いをもつ」、「考える」、「話し合う」、「まとめる」、「広げる」という構成になっている。また、欄外の吹き出しに、思考のポイントが示されており、児童の思考を促す工夫があると考えている。

聴覚障害のある児童は、音声情報の不足により、言語の習得や言語概念の形成に困難さがある。文章の読み書きに時間を要するため、読み取り易い工夫や、読み取ったことを基に思考するために、視覚情報を補うなどの工夫が必要である。「光文」の教科書の特徴や工夫が、聴覚障害のある児童に適しているとしている。

肢体不自由特別支援学校である西条特別支援学校は、選定理由として、肢体不自由等の障害の理解に関わる教材が多数掲載されていること、別冊ノートによって学習の見通しを持つことができること、記入欄に要点をコンパクトに書くことができるため肢体不自由のある児童が負担感をもたずに取り組みやすいこと、写真や図表等が多数掲載されており、経験不足になりがちな児童がイメージを持ちやすいことなど、肢体不自由のある児童が使いやすいことを主な選定理由として挙げている。

(※スクリーンに教科書を投影)

「ぼくのちかい」は、肢体不自由のある男の子が、周囲の人に対して親切にすることの大切さに気付く教材である。各ページには、大きな挿絵が描かれている。「学図」は、このような障害の理解に関わる教材の掲載数が、他者と比較すると一番多く、写真や図等の掲載数も2番目の多さである。こうした点が肢体不自由の児童の学習に効果的であると考える。

病弱特別支援学校である広島西特別支援学校では、「日文」を選定している。選定理由として、導入部分での発問、教材のねらいに迫る発問、学習を通して考えたことを振り返る発問がそれぞれ示されていること、障害がある人の生き方を題材として取り上げており、道徳的価値の理解や自己理解を深めることができること、写真や絵の掲載が多く、学習の手引も示されており、病気や入院による学習空白や経験不足がある病弱の児童の思考を、引き出しやすいことを挙げている。

(※スクリーンに教科書を投影)

「スポーツの力」という教材では、骨肉種という病気により、右足を亡くした佐藤選手が、絶望を乗り越えパラリンピックで活躍し、多くの人を元気づける姿を取り上げた教材である。

(※スクリーンに教科書を投影)

理由に書かれているように、教材文の前には導入での発問、そして教材文の終わりには、ねらいに迫る発問とまとめの発問が示されている。また、それぞれの場面の写真が大きく掲載されている。病弱の児童がイメージを持ちやすく、学習に効果的であると考える。

続いて、知的障害のある児童で、検定済教科書を下学年で使用する例として、広島北特別支援学校について説明する。

広島北特別支援学校は「学図」を選定している。選定理由として、「よみもの」と「かつどう」の2分冊で構成されており、学んだことを実践することに重点が置かれていることから、知的障害のある児童が、教材から学んだことを、自分の生活に結び付けて考え実践する学習を展開するのに適していること、写真や挿絵が多く掲載されており、児童が教材文の場面や人物の心情を理解しやすいことを挙げている。

(※スクリーンに教科書を投影)

分冊ノートは「かつどう」となっている。「しっばいした友達にどんなことばをかけてあげたいですか」のように、自分の生活と結び付けて考えられるようになっている。第3学年の教科書であるが、場面の様子を表す大きな挿絵がされている。

以上で、県立特別支援学校小学部における平成30年度使用小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定状況についての説明を終わる。

会 長           ここまでの事務局からの説明について、意見・質問はないか。

委 員           資料1の表、聴覚障害、肢体不自由の3校とも「光文」、「学図」となっているが、説明された以外の2校も同じ選定理由か。

委 員           そもそも、学校ごとの単位の採択なのか、障害種別ごとの採択なのか。障害種別ごとに発行者がそろっているのは、たまたまなのか。教育委員会と連携しているのか。

事務局          学校ごとの選定となっており、障害種別の観点から調査研究を行うよう指導しているが、結果的に同じ発行者の教科書が選定された。選定理由は、概ね同じだった。

委 員           肢体不自由の種別の選定理由には、「肢体不自由等、障害の理解に関わる内容が多数取り上げてある。」とあるが、どのくらいの教材数があるのか。

事務局          平成30年度視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において使用する小学校用教科用図書「特別の教科 道徳」の選定資料に、教材の該当数は全て記載している。

例えば、病弱の「学図」は「教材数20」とあり、一番多い。次に多いのは「学研」となっているが、数だけでなく中身も判断の基準になる。「日文」は「教材数9」で教材

	<p>数は少ないが、広島西特別支援学校は教材として生き方を学べるとして理由に挙げている。</p> <p>また、写真や図の掲載数もある。選定資料は、第1学年の教科書で比較し記載している。</p>
会 長	<p>他にはないか。</p>
委 員	<p>資料②の教科書選定の観点について、視覚障害、聴覚障害についてはよく分かるが、肢体不自由のところの「扱いやすい」とは、何が扱いやすいのか。別冊があるから扱いやすいのか。また、病弱のところでは、情報機器の活用について触れていないのか。</p>
事務局	<p>西条特別支援学校では、肢体不自由の観点から、記入欄がコンパクトでまとまりやすい、という理由がある。罫線等はないが、囲み線があってコンパクトに記入ができるということを、学校は理由として考えている。</p> <p>選定理由書にはないが、学校に聞き取りをした中に、大き過ぎず小さ過ぎず、図書の大きさが扱いやすいことも、肢体不自由の観点としてあったと聞いている。</p> <p>広島西特別支援学校は情報機器について選定理由に触れていない。</p>
会 長	<p>他はどうか。</p>
委 員	<p>8者のうち、3者には別冊があったが、別冊があることで学習しやすくなるかの調査はしたのか。</p> <p>8つの共通教材は微妙に表現が違うが、表現の違いについて、障害種別の取扱いについての検討はされたのか。</p> <p>8者を比較した時に、共通教材がたくさんあるものと、違うものがある。随分差があるが、障害種別によってどれが扱いやすいかの比較はされたかの3点について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>分冊のあるなしについて、全ての学校で調査をしたかについて把握はしてないが、少なくとも、肢体不自由と、聴覚障害の6校のうち、聴覚の3校が「分冊がない」ことを選定理由にあげている。これは、情報が分散せず、一目でコンパクトに捉えられるというところで、分冊がない方がよいだろうと考えている。</p> <p>聴覚障害のある子供たちは、言葉の理解に難しさがああり、語彙等も少なく、読んだり書いたりするのに時間がかかるので、色々なところを見たり書いたりするより、ある程度コンパクトに示された方が学びやすいと考えている。</p> <p>肢体不自由については、分冊ノートになっていることで、書き込みのしやすさという点で、分冊ノート自体が書き込み用としてコンパクトになっているものがあるということであげている。分冊ノートのあるなしで単純に判断しているわけではない。</p> <p>微妙な教材文の表現の違いについては、そういった観点で各校が調査研究をしている</p>

かは把握していないが、ある学校によると、共通教材の話ではないが、話し合い活動の扱い方として、授業のはじめに話し合い活動があると、少人数の学級では難しいということで、同じ話し合い活動で8者を比べたと聞いている。手品師では、「誠実に生きる」という言い方よりも、「心が明るくなった」と書いているものがあり、そういう教材文の方が自校の子供たちには分かりやすいのではないかと調査している学校もあった。しかし、全ての学校がしたかという把握はしていない。

会 長       ここで休憩を取る。休憩後に、各校での調査研究について審議するので、この時間を活用して、見本本をご覧ください。

(休憩) ※見本本の閲覧

会 長       見本本を見て、資料1, 2について質問はないか。

委 員       病弱の子供たちの観点について、「日文」の1年パソコン、インターネットの情報機器の活用などについて、何か選定の理由になることがあったか。

委 員       西条特別支援学校の肢体不自由の選定理由は、障害種別の調査研究の観点にそって分かりやすくまとめているが、聴覚、病弱の書きぶりは、種目別の調査研究の観点になっているが、種目別と障害種別のそれぞれで書かれるのがよいのか、両方で書かれるのがいいのか。選定理由を読んで、分かるように整理していく必要があるのではないか。

会 長       学校に指導はしているのか。

事務局       教科書の選定に当たっては、障害種別の観点でしっかり調査するように指導を行ってきており、選定理由書に書くよう指導してきたが、種別の理由については、必ず書かなければならないという指導はしてきていない。

会 長       当然、障害種別の教科書を選ぶならば、障害種別に応じた選定理由があるべきだということでは理解できるが、一方で、道徳の教材としてどうかという点を入れるべきである。それが、こういった割合になるかは、今後修正をされる要素があるのか。

事務局       現在、選定理由の書きぶりについては指導を行っている最中である。

会 長       現在指導をされているということなので、反映させられるところは反映していただく。

委 員       資料1 P. 2の表の見方についてであるが、障害種別 聴覚障害に関わって、著作のところに丸が付いている。著作に関わっての聴覚障害者用の教科書選定の視点があるのか、そういった視点があるから表に入っているのか。関連を教えてください。

事務局 資料1②の表の聴覚障害のところに、「著作」という欄があり、聴覚障害者用のところに○が付いている。これについては、ことばの学習、言語指導に関するものである。文部科学省が作る教科書なので、検定済みの教科書と全く別のものである。

会 長 その他はないか。

委 員 なし

会 長 障害種別、あるいは種目別の観点等も指導していくなかで、整理していただく。

会 長 引き続き、各校での一般図書の選定状況について事務局から説明をお願いする。

事務局 知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における平成30年度に使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の選定状況について説明する。

学校教育法附則第9条の規定による教科用図書、これを一般図書と呼んでいるが、この一般図書の使用について説明する。

表は、知的障害特別支援学校の小学部、中学部の各教科を示している。

この表に示している各教科は、特別支援学校学習指導要領に示されている知的障害特別支援学校における各教科を指しており、小学校の学習指導要領の各教科とは指導目標及び指導内容が異なる。小・中学部では、国語、算数、数学、音楽については知的障害者用の文部科学省著作教科書がある。それ以外の教科については、著作教科書が発行されていない。そのため市販の絵本等を教科用図書として使用することができる。また、障害の状態が重い児童生徒で、著作教科書を使用することが適当でない場合にも、この一般図書を使用することができる。

県教育委員会事務局は、各県立特別支援学校に対し、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示している。

一般図書は、各教科の目標を達成するための主たる教材として作製されたものではない。また、県立特別支援学校は、知的障害特別支援学校の他に、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱等の障害種別になっており、視覚障害と知的障害等、障害が重複している児童生徒も在籍している。

そのため、ここに示す教科書選定の観点・視点で、一般図書の調査研究を行い、児童生徒の障害の種類、程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容の教科用図書を選定する必要がある。

知的障害特別支援学校の教育課程の構造と、各教科等を合わせた指導について簡単に説明する。これは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱特別支援学校において、知

的障害を併せ有する児童生徒に対する教育を行う場合も含む。

(※スクリーンで教科書を提示)

知的障害者を教育する特別支援学校では、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導する「各教科等を合わせた指導」を行っている。知的障害のある児童生徒の場合、その学習上の特性として、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいこと、また、実際的な生活経験が不足しがちであることから、実際の・具体的な内容の指導がより効果的であると考えられ、日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習などとして実践されてきた。

道徳の指導についても、知的障害特別支援学校では、これまで「日常生活の指導」や「生活単元学習」など、各教科等を合わせた指導の中で行っている。小・中学校のように、毎週1時間、教科書教材を読み、話し合いながら学習するスタイルとは違い、具体的な活動の中で、適宜教科書を活用しながら、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てていくことになる。

例えば、生活単元学習で、近隣の幼稚園児を招待するお楽しみ会を企画・実践するという単元で、幼稚園児に好きな遊びを尋ねたり、お楽しみ会の司会や遊びのルールを説明したりするといった具体的場面を通じて、時と場所を理解しながら、礼儀正しく接する態度を育てていく。教科書は、単元の学習活動の中で効果的に使用することになる。

続いて、各校の選定状況について説明する。

資料3のP. 4は、「知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部における平成30年度に使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書及び一般図書の選定状況」を示しており、左側に特別支援学校を障害種ごとに掲載している。

文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科書については、表の○印で示しているとおり、障害の状態が重い児童生徒が在籍している西条特別支援学校八本松分級を除き、すべての特別支援学校の小学部、中学部において選定をしている。

一般図書については、一般図書一覧に掲載している図書と、一般図書一覧掲載以外の図書の点数を分けて示している。

選定状況を見ると、小学部では260点の図書を選定しており、そのうち「一般図書一覧」の中から205点、全図書点数の78.8%を選定している状況である。

中学部では、全体で189点の図書を選定しており、そのうち「一般図書一覧」の中から150点、全図書点数の約79.4%を選定している。小学部、中学部ともに昨年度とより若干一般図書一覧に掲載された図書の割合が増えている。

5ページから、各学校が選定した一般図書の内訳について、学部別、学校別に「平成30年度用一般図書一覧」掲載図書、「平成30年度用一般図書一覧」以外の図書として表にまとめた。小学部が5ページから、中学部が14ページからとなっている。

ここからは、各特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書を抜粋したものをを用いて、「特別の教科 道徳」を例に具体的に説明する。

一般図書は、道徳の指導を目的として作られているわけではないため、一般図書を選定する際には、内容項目を示すよう、選定理由書に欄を設けた。

内容項目の番号は資料3の最後、P. 28, P. 29に学習指導要領解説から抜粋した表を添付している。

資料P. 21の、三原特別支援学校は、知的障害の特別支援学校である。御覧いただいているのは、小学部単一障害第3学年の選定理由書の抜粋である。道徳科の教科書として、福音館の「そらいろのたね」という一般図書を選定している。

小道12(6)(11)というのは、小学校第1・2学年の内容項目(6)(11)に対応していることを意味している。内容項目(6)は「(3)身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること」(11)は「自分の好き嫌いとらわれないで接すること」である。

選定の主な理由として、親しみやすい児童や動物が登場する話で、繰り返しのやりとりも含まれているので内容が理解しやすいこととしている。男の子やキツネの行動から、お互いの気持ちを考えることで人に親切に接することの大切さを学ぶことができる、と考えている。

(※スクリーンに絵本を提示。)

広島中央特別支援学校は、視覚障害特別支援学校である。

道徳科の欄について、小学部重複障害学級第1学年では、偕成社の「ノンタンとあそぼう(1)ノンタンぶらんこのせて」を選定している。

対応する内容項目は、小学校第1・2学年(9)「友達と仲よくし、助け合うこと」、(10)「約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること」としている。

この図書は、自分のわがままでなかなかブランコを代わろうとしなかった主人公が、友達の気持ちを聞き、ルールを守ることや、みんなが楽しい気持ちで遊ぶことの大切さに気付く話である。

選定理由として、児童が集団生活の中で友達と関わり、仲良くする態度を身に付けるのに適していること、セリフが簡潔で分かりやすく、話に繰り返しがあリ親しみやすいこと、絵がはっきりして視覚障害のある児童にも見やすいことを挙げている。

(※スクリーンに絵本を提示。)

広島南特別支援学校は聴覚障害の特別支援学校である。

重複障害学級の第4学年では、あかね書房の「くりのきえんのおともだち2あしたえんそくだから」を選定している。

対応する内容項目は、小学校第3・4学年(6)相手のことを思いやり、進んで親切にすること、(11)約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること、としている。

主な選定理由として、児童に身近な遠足を題材としており、主人公の心情を読み取りやすく、約束を守ることについて、児童が自分と置き換えて、考えることができることを挙げている。

(※スクリーンに絵本を提示。)

西条特別支援学校は肢体不自由の特別支援学校である。

小学部重複障害学級第3学年では、好学社の「レオ・レオニの絵本 スイミー」を選定している。対応する内容項目は、小学校第1・2学年の(4)自分の特徴に気付くこと、(5)自分のやるべき勉強や仕事をしっかり行うこと、(9)友達と仲よくし、助け合うこと、としている。

この図書は、魚のスイミーが、自分の特徴を生かし、仲間と協力して大きな魚を追い返す話である。小さい魚のスイミーが仲間と協力して大きな魚を追い出す物語を通して、自分の個性を捉えて、勇気と強い意志を持って行動することを学ぶことができること、紙質が丈夫で肢体不自由のある児童にも扱いやすいことを選定理由としている。

(※スクリーンに絵本を提示。)

広島西特別支援学校は、病弱特別支援学校である。

小学部第1学年Ⅱ類型では、福音館の「ぐりとぐらの絵本 ぐりとぐら」を選定している。この図書は、ぐりとぐらが、仲良く協力しながら大きなカステラを作り、森の仲間たちにごちそうする話である。この図書が対応する内容項目は、小学校第1・2学年(4)自分の特徴に気付くこと、(6)身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること、(9)友達と仲よくし、助け合うこと、(10)約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること(12)働くことのよさを知り、みんなのために働くこと、としている。

選定理由として、たくさんの種類の動物が登場し、リズム感のあるセリフと擬態語が入っていることで児童にとって親しみやすく、友達と関わる機会が少ない病棟内の児童も、身近にいる人に温かい心で接し親切にすることや、友達と仲良くし、助け合う心を育むことができるとしている。

(※スクリーンに絵本を提示。)

以上が、一般図書の選定状況及び選定理由である。

現在、各校の採択申請書及び選定理由書の点検を行っている。

説明を終わる。

会 長 事務局からの説明について、意見・質問はないか。

委 員 この度、初めて「特別の教科 道徳」の選定が行われるが、選定された一般図書の特徴があれば教えて欲しい。

事務局 一番多く選定されたのは、「ノンタンあそぼうよ(1)ノンタンぶらんこのせて」という図書である。二番目は、「スイミー」、三番目は、「あかちゃんのアソビえほん(1)

「ごあいさつあそび」である。他にも絵本が多く選定されて、児童にとって親しみやすいという理由で選定されている。

絵本の世界を楽しみながら、わがままをせず友達と仲良くすること、協力すること、自分のよさを生かすこと、基本的な生活習慣に関する本も多く選定されていた。そういったことで、道徳的価値を学ぶことができるように選定している。内容項目で言うと、多かったものが、Aの主として節度・節制、個性の伸長、希望と勇気、努力、意思というものが選定理由に多かった。Bの主として人とのかかわりに関することでいうと、親切、思いやり、挨拶、礼儀、友情信頼という項目が多かった。Cの「主として集団や社会との関わりに関すること」については、規則を守る、家庭でのお手伝いという内容の図書が多かったので、項目としても、家族愛、家庭生活の充実が多かった。選んだ図書によって項目の差がある。

委員 一般図書において、「特別の教科 道徳」の選定に際して、学校に指導されたケースがあれば教えて欲しい。

事務局 一般図書の道徳の選定に際しては、ノンタンのシリーズで、「あわぶくぶくぷぷふう」は入浴に関する図書で、肢体不自由、病弱の特別支援学校の重複障害学級の低学年で選定している場合があった。体を清潔に保つことは、身の回りの基本的な生活習慣として学習指導要領にも示されているが、図書の中身が入浴に限定されているので、重度・重複障害の低学年の児童が学んだことを実感することについては、お風呂だけでどうかということがあった。

もう一つ、生活科にも、生活の身の回りの基本的なことが、内容としてある。学校が選んでいる図書の中に、お風呂も含んで日常生活のことを内容とした図書があるので、生活科との関連を検討したらどうかという指導を行った。その際、学校が選定を変更した。

ある学校は、指導を機に道徳の重点指導の項目を見直した。低学年で入浴を扱うよりも、もっと身の回りのところからやっ払いこうと、上学年と図書の入れ替えをしたり、別の図書に代えたり等、学校としての系統を踏まえた図書の選定が行われたと聞いている。

道徳の教科化を、各学校が初めて道徳の教科書を選定するということになるので、これまでの道徳の指導を見直し、より充実した指導に取り組めるよう、学校指導を行っていく。選定理由が明確でないことについては、何件か指導を行った。

委員 内容項目について、A、B、Cは書かれているが、Dがないのではないかと。

事務局 抜粋の選定理由書なので、ここには挙がっていないが、Dを選んでいる学校もある。特に、自然愛護、動植物を挙げた学校が多くあった。

委員 新鮮味に欠けるのではないかと。選定理由に絵本のよさが書かれていない。絵本は絵か

	<p>ら学ぶことが多い。選定理由にあるかと思ったが、見えてこなかった。</p>
会 長	<p>絵本のもつ意味や、教材的の道徳的な価値が選定理由に少しでも反映されていれば分かりやすいのではないかということであるが、どうか。</p>
事務局	<p>まずは、障害特性に応じて、学習指導要領との対応について、はっきりさせていこうと昨年度から指導を行っている。そういう点については、選定理由書に明記するよう伝えている。</p> <p>絵から学ぶことについては、選定理由にはないが、絵は子供たちにとって親しみやすいか、ふんだんに使っているか等、校内の調査研究の観点として取り扱っているところはある。</p>
委 員	<p>スイミーだと絵を見たらよく分かる。そこから学べるのではないか。</p>
事務局	<p>絵本で海の世界がよく分かるということを選定理由に書いているところはあったが、全てではない。</p>
会 長	<p>委員の意見では、選定理由の中に、そういった項目が少しでも触れられていれば、また、他校にも参考になるのではないかという意見もあるので、選定理由で調整がつくようならば、配慮していただきたい。</p> <p>他にないか。</p>
委 員	<p>なし。</p>
会 長	<p>今回で全ての審議会が終わるということだが、来年度に向けて何かお気付きの点があれば教えていただきたい。</p> <p>以上で議事を終了する。</p>